

3 施策の内容

第1 温室効果ガスの排出を抑制し、安定化させる愛知づくり

【背景】

- 主要な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量は依然として増えつづけており、このまま推移すれば、今世紀末には世界の平均気温は約 4.0℃(2.4℃～6.4℃) 上昇し、水資源の枯渇、動植物種の絶滅、食糧危機、洪水・暴風雨の被害など様々な影響が予測されるとの報告が出されています。
- このため、現在、国際社会で地球規模の気候変動を抑える仕組みづくりの協議が懸命に続けられており、少なくとも今世紀半ばまでに世界全体の温室効果ガスの排出量を半減する必要があると考えられています。
- こうした地球温暖化問題の克服のためには、気候変動がもたらす影響について危機意識を共有し、行政はもとより、県民、事業者、民間団体などあらゆる主体が参加・協働して温室効果ガスの排出を抑制した社会を目指すことが必要です。
- 温室効果ガスの排出量は、世帯数の増加や家電製品の増加・大型化等を背景とした民生家庭部門、大型商業施設の増加や営業時間の延長等による民生業務部門、自動車保有台数の増加等を背景とした運輸部門で大幅に増加していることから、私たちの意識変革を進めるとともに、県民一丸となって省資源・省エネルギー型のライフスタイルを実現することが必要です。
- また、温室効果ガスの排出は、化石燃料の使用によるものが大部分を占めています。今後、世界的なエネルギー需要が増大する中で、化石燃料への依存度を低くするエネルギー利用を進めるという観点からも、太陽光、風力、バイオマスといった化石燃料に頼らないエネルギー技術の活用を図る必要があります。
- さらに、省エネルギー、新エネルギー等の環境技術の開発・普及を進め、地球温暖化対策と経済の発展の両立を目指すとともに、都市機能の集約化、森林の整備など脱温暖化に向けた総合的な取組が求められています。

【施策の方向】

- 1 環境にやさしい生活・事業活動の定着
- 2 化石燃料に頼らないエネルギーの普及促進
- 3 環境負荷の少ないまちづくりの推進
- 4 二酸化炭素吸収源対策としての森林・緑の保全・整備
- 5 フロンガスによる温暖化、オゾン層破壊の防止

1 環境にやさしい生活・事業活動の定着

○ 脱温暖化に向けた総合的な取組の推進

- ・「あいち地球温暖化防止戦略」*に基づき、産業、民生、運輸などの部門ごとに効果的な対策を推進します。

○ 環境にやさしいライフスタイルの定着

- ・「あいちエコチャレンジ 21」を統一標語とした県民一人ひとりにエコライフの実践を促す県民運動を展開します。
- ・市町村、NPO、地球温暖化対策地域協議会*など、多様な主体と連携して、きめ細かい啓発活動を推進します。
- ・家電製品の省エネラベルなど、省エネルギー性能表示により、省エネルギー機器の普及を促進します。

○ 環境にやさしい自動車利用の促進

- ・「あいち新世紀自動車環境戦略」*に基づき、自動車走行に伴う温室効果ガスの排出を抑制します。
- ・事業者が実施するエコカーの導入に対する助成・融資や県公用車への率先導入など、エコカーの普及を図ります。
- ・パーク・アンド・ライド、カーシェアリングやエコドライブの普及促進を図ります。
- ・BDF（バイオディーゼル燃料）など、バイオ燃料の導入拡大を促進します。

※ あいち地球温暖化防止戦略

地域における地球温暖化防止対策を推進するため、県内から排出される温室効果ガスの削減目標、目標を達成するための方策(25の重点施策、12の数値目標、9の「あいちecoモデル」)等を定めた計画。(平成17年1月策定)

※ 京都議定書目標達成計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、京都議定書の温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるもの。

※ 地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体、県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等が構成員となり、連携して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議し、具体的に対策を実践することを目的として組織するもの。

※ あいち新世紀自動車環境戦略

県民、事業者、NPO及び行政の代表で構成する「あいち新世紀自動車環境戦略会議」において、「人が安心して快適に生活できる自動車環境」の実現をめざし、愛知県の特徴を活かした総合的な自動車環境対策(エコカー導入作戦などの7つの作戦、63の施策)を定めた計画。(平成14年10月策定)

○ 省資源・省エネルギー型の事業活動の促進

- ・「地球温暖化対策計画書制度」[※]や「CO2 排出削減マニフェスト制度」[※]による事業者の創意工夫を活かした取組の促進を図ります。
- ・国の助成制度やモデル事業を積極的に活用して、省エネ対策を企業の系列内で一体的に展開する「チェーンまるごとエコショップ」など、事業所の省エネ化を進めます。
- ・ISO14001[※]を始めとする環境マネジメントシステムの取得や ESCO 事業[※]の導入支援など事業者の取組の促進を図ります。

○ 県の率先行動

- ・「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちアクションプラン）」[※]に基づき、二酸化炭素の排出の少ない電力の導入を進めます。
- ・県有施設での ESCO 事業、太陽光発電、エコ街灯の整備など、省エネルギー、新エネルギー施設を率先して導入し、県民への普及・啓発を図ります。

※ 地球温暖化対策計画書制度

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い工場等を設置し又は管理するものに対して、温室効果ガスの排出の抑制の措置に関する計画書と計画書に基づく措置に関する状況書の作成及び県への提出を義務づけたもの。

※ CO2 排出削減マニフェスト制度

事業者の自主性や創意工夫を活かした取組内容を、事業者自身が「マニフェスト」(宣言、公約)として取りまとめ、県に提出し、県はそれを承認・登録し、公表する制度。

※ ISO14001

環境管理に関する国際的な規格。事業体が環境負荷低減に向け、事業行動の改善を継続的に実施するシステムを自ら構築し、そのシステムの構築と運用を公正な第三者(審査登録機関)が評価する。

※ ESCO 事業

建物の電気設備等の省エネ化を資金調達から設計・施工、管理まで一括して請け負い、省エネによる経費節減分を発注者と ESCO 事業者が分配する仕組み。

※ 愛知県庁の環境保全のための行動計画(あいちアクションプラン)

県自らが事務事業を行うに当たり、温室効果ガスの排出の抑制を始め、環境への負荷をより少なくするために、率先して実施する環境に配慮した取組の内容を定めた計画(平成 17 年 10 月改定)。

2 化石燃料に頼らないエネルギーの普及促進

○ 自然エネルギーの利用の促進

- ・市町村と協調した住宅用太陽光発電施設導入に対する助成を進めます。
- ・野生生物や景観などに配慮しながら、風力発電の円滑な立地を進めます。
- ・菜の花エコプロジェクト[※]の推進など、バイオマス燃料の活用を図ります。

○ モノづくりの集積を活かした水素エネルギーの利活用

- ・「愛知県新エネルギー関連産業振興計画」[※]に基づき、水素エネルギーや燃料電池を中心とする新エネルギー関連産業の振興、育成を図ります。
- ・愛知県産業技術研究所内に設置した「燃料電池トライアルコア」[※]において、燃料電池技術開発に対する中小企業への支援を進めます。

○ 新エネルギーの実用化に向けた社会実験の推進

- ・「愛知県水素エネルギー産業協議会」[※]による地域分散型エネルギーシステムの提案・検討を進めます。

※ 菜の花エコプロジェクト

菜の花を栽培し、なたねから油を絞り、油かすは肥料や飼料にする一方で、食用に利用したなたね油を回収し、軽油代替燃料などに再生利用するもので、資源循環型社会の形成を目指す取組の一つ。

※ 愛知県新エネルギー関連産業振興計画

厚いものづくり産業の集積などのポテンシャルを活かして、水素エネルギーや燃料電池を中心とする新エネルギー関連産業の振興・育成を図るための指針。(平成 17 年 3 月策定)

※ 燃料電池トライアルコア

燃料電池の開発に取り組む中小企業の窓口として愛知県産業技術研究所に設置。試作品の特性評価や技術相談、情報提供など、総合的な支援を実施。

※ 愛知県水素エネルギー産業協議会

燃料電池・水素エネルギーを中心とする新エネルギー関連産業の振興、育成の方策について協議・推進していくことを目的に平成 17 年 2 月に設立。地域分散型エネルギーシステムの実証モデルの提案・検討、技術課題の各種研究会活動、プロジェクトの立ち上げ、情報発信などを実施。

3 環境負荷の少ないまちづくりの推進

○ 環境の視点からの都市機能の集約化

- ・まちづくり3法の適切な運用による都市機能の集約化を図ります。
- ・都市計画区域再編など、都市計画の総見直しを実施します。
- ・「あいち商店街アクションプラン」*、「愛知県商業・まちづくりガイドライン」*に基づく中心市街地、商店街の活性化を図ります。

○ 環境と共生する住まいづくり

- ・「あいち住まい・まちづくりマスタープラン 2015」*に基づき、環境と共生しながら長く使い続ける住まい・まちづくりを推進します。
- ・愛知県の地域特性等に配慮した「CASBEE*愛知県版」による愛知らしい環境と共生した住宅・建築物の整備促進を図ります。
- ・「あいちエコ住宅ガイドライン」*を活用し、エコ住宅の普及を促進します。

○ 環境にやさしい交通体系の構築

- ・自転車レンタル事業の促進に向けた市町村向けガイドラインの活用による自転車利用の促進を図ります。
- ・パーク・アンド・ライドの普及促進など、公共交通機関の利用の促進を図ります。
- ・バイパス・環状道路の整備やITSの活用などにより、通過・流入する交通を分散させ、交通の円滑化を図ります。

○ ヒートアイランド対策の推進

- ・「ヒートアイランド緩和対策マニュアル」*に基づく緩和対策と普及啓発を進めます。

※ あいち商店街アクションプラン

人口減少・超高齢社会に対応した「コンパクトでにぎわいあるまちづくり」の推進のため、まちの顔である商店街を、中心市街地や地域コミュニティの核となり、安心・安全で暮らしやすいまちを支える「新時代商店街」として再生するための支援策をまとめた計画。(平成19年3月策定)

※ 愛知県商業・まちづくりガイドライン

中心市街地活性化のための大規模小売店舗と地域との共生を目指し、市町村による大規模小売店舗等の郊外出店の抑制、出店情報の早期開示による事前協議の円滑化、企業の社会的責任としての地域貢献活動の促進を図るもの。(平成19年度策定予定)

※ あいち住まい・まちづくりマスタープラン 2015

愛知県の住まい・まちづくり政策の基本方針。目標とする居住の将来像、目標達成状況を把握するための指標、推進すべき施策等を定めたもの。目標とするあいちの居住の将来像のひとつに「環境と共生しながら長く使い続ける」を提示。(平成19年2月策定)

※ CASBEE(Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency)

建築物の環境性能で評価し、格付けする手法で、省エネや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建築物の環境性能を総合的に評価するシステム

※ あいちエコ住宅ガイドライン

環境に配慮した住宅の建設、ライフスタイルを実践していくための指針(平成15年3月策定)

※ ヒートアイランド緩和対策マニュアル

ヒートアイランド対策に係る県の施策や各主体が取り組むべき内容、支援・助成制度などをまとめたもの(平成16年12月策定)。

4 二酸化炭素吸収源対策としての森林・緑の保全・整備

○ 森林等の適正な保全・整備と緑化の推進

- ・「地域森林計画」※等に基づき、計画的な森林整備を推進します。
- ・保安林の指定や治山・造林事業による森林整備を推進します。
- ・愛知県緑化基本計画※に基づき、公園などの公共施設の緑化、市町村・民間等への緑化事業の助成、緑化に対する意識の高揚等を図ります。
- ・「あいち木づかいプラン」※に基づき、県産材利用の促進を図ります。
- ・あいち県民グリーン運動※の展開などにより、身近な緑化を促進します。

5 フロンガスによる温暖化、オゾン層破壊の防止

○ フロンガスの適正な回収・破壊

- ・フロン回収破壊法や自動車リサイクル法等に基づく監視・指導の徹底を図ります。
- ・「愛知県フロン回収・処理推進協議会」※によるフロンの処理、回収の促進を図ります。

※ 地域森林計画

森林法の規定により、民有林の森林整備の目標、伐採・造林等の計画量を定めるとともに、市町村森林整備計画の策定の指針、基準等を示すもの。本県では、尾張西三河計画区、東三河計画区の2つの計画を定める。

※ 愛知県緑化基本計画

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく緑化推進のための計画。基本目標として、「緑をつくる」、「緑をいかす」、「緑をひきつぐ」、「緑とともにいきる」を提示（第4次計画を平成10年10月策定）

※ あいち木づかいプラン

県産材の利用促進に向けて、県が取り組む方向を①木造・木質化の推進、②木材利用の普及啓発、③県産材利用技術の開発、④木材の再資源化に整理し、県の率先した県産材利用の取組内容を示したもの。

※ あいち県民グリーン運動

身近な緑化を呼びかけるために実施。ホームページ上で運動への参加を登録すると、参加登録証を交付。

※ 愛知県フロン回収・処理推進協議会

フロン類の回収を促進するため、関係業界、自治体等によってされた団体。（平成8年3月設立）

重点プロジェクトの概要（例）

“あいちエコチャレンジ 21” 県民運動の展開

温室効果ガスの排出量が大幅に増加している民生家庭部門や民生業務部門の対策を強力に推進するため、県民一人ひとりにエコライフを呼びかける“あいちエコチャレンジ 21” 県民運動を推進します。

市町村における BDF の導入拡大

植物性の油を原料にした CO₂ 排出量の削減効果が期待されている BDF について、市町村における導入の拡大を促進します。

など

目指す数値目標（例）

項目	現況	目標値	目標年度
温室効果ガスの排出量	9.1%増 (15年度)	6%削減 (基準年度※比)	22年度
エコカーの普及台数	178万台 (18年度末)	300万台	22年度
太陽エネルギー利用施設等の設置基数	約10万基 (18年度末)	100万基	22年度

※基準年度：CO₂、CH₄、N₂Oは1990年度
代替フロン等（HFC、PFC、SF₆）は1995年度

など

第2 資源の循環による環境負荷の少ない愛知づくり

【背景】

- 大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、その様々な段階で環境に負荷を与えるとともに、最終処分場のひっ迫や不法投棄などの問題が生じています。さらに、こうした社会経済システムが世界的に広がる中で、天然資源の枯渇が危惧されています。
- この解決に向け、廃棄物の発生を抑制し、適正な資源の循環を促す資源循環型の社会づくりが求められています。本県は、製造品出荷額が30年連続で日本一のモノづくり県であるとともに、人口や都市機能が集積した大都市圏であり、大量の資源を利用・廃棄している状況にあることから、他の地域にも増して、その実現に積極的に取り組むことが必要です。
- 本県には、堅実、儉約といわれる県民性があり、こうした「もったいない」の精神を活かして、ごみの減量、資源化など3Rの取組を一層定着させるとともに、本県のモノづくり技術を活かした循環ビジネスの発掘・創出などを図り、資源循環社会の愛知モデルを構築し、全国に発信していくことが求められています。
- また、廃棄物の処理については、減量化、適正処理を基本とする一方、不適正処理の防止に向けた監視・指導の強化や中長期的な視野に立った最終処分場の確保などの取組も進めていくことが必要です。

【施策の方向】

- 1 あらゆる場面での3Rの促進
- 2 モノづくりを活かした循環ビジネスの創出
- 3 循環型の地域づくりの推進
- 4 廃棄物の適正処理、監視指導の徹底
- 5 廃棄物処理施設の整備の促進

1 あらゆる場面での 3R の促進

○ 県民や事業者が行う自主的な 3R の取組の促進

- ・「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」*において、3R の促進に向けた各種啓発活動を実施します。
- ・親子で廃棄物処理の現地見学を行う「ごみ調査隊」や、インターネット上のゲーム形式で資源循環について学ぶことができる「循環学習シミュレーション」など、資源循環に関する環境学習を推進します。
- ・ISO14001 やエコアクション 21*の導入に関する相談の受付や多量排出事業者に対する産業廃棄物処理計画の策定指導など、事業者の自主的な 3R の取組を促進します。

○ 市町村の取組の支援

- ・市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」や「分別収集促進計画」の策定指導など、市町村の取組を支援します。
- ・不用品交換制度の導入やリサイクルプラザの整備等について、情報提供や技術的支援などを行います。

○ 廃棄物・未利用資源の利活用の促進

- ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など各種リサイクル法の適切な運用を図ります。
- ・家畜排せつ物、稲わらなどのバイオマス資源としての利用を促進します。
- ・「あいち菜の花資源循環促進協議会」の活動等を通じて、菜の花エコプロジェクトを推進します。
- ・「下水道ステーションプロジェクト」の一環として、下水汚泥の有効活用等を図ります。
- ・本県における物質の流れと環境負荷を定量的に把握する「物質フロー」の作成や、事業所における 3R の取組情報などを提供する「資源循環情報システム」を運用します。

※ ごみゼロ社会推進あいち県民会議

住民、事業者、行政が相互に連携しながら、一体となってごみゼロ社会の形成を推進するため、平成 5 年に設立。事業者団体、消費者団体、女性団体、県内市町村等で構成されており、各種課題別部会を設置し、調査研究を行っている。

※ エコアクション 21

中小企業でも容易に取り組めるよう環境省が策定した環境マネジメントシステムの認証・登録制度。

○ 県の率先行動

- ・「愛知県環境物品等の調達を推進するための基本方針」※に基づき、県の事務・事業におけるグリーン調達を推進します。
- ・「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる制度）」※により、県の公共工事におけるリサイクル資材の率先利用を推進します。

2 モノづくりを活かした循環ビジネスの創出

○ 先導的・効果的な循環ビジネスの発掘・創出

- ・「あいちエコタウンプラン」※に基づき、「あいち資源循環推進センター」※を産学行政の協働の拠点として、先導的で効果的な循環ビジネスの発掘・創出を図ります。

○ 環境技術に関する研究開発の推進

- ・「知の拠点」※において、「次世代エネルギー」、「次世代リサイクル・処理」等に関する研究開発を推進します。
- ・環境配慮の視点を設計段階から導入する「エコプロダクツ」の開発支援など環境配慮型のモノづくりを促進します。
- ・名古屋大学との「環境調和型・持続可能社会の構築に向けた連携実施協定」に基づき、愛知県産業技術研究所を始めとする県試験研究機関が参画し、「燃料電池」や「光触媒」等をテーマにした共同研究を推進します。

※ 愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針

愛知県が事業者として環境負荷の少ない物品やサービスを調達するための基本方針（平成 13 年 12 月策定）

※ 愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる制度）

資源循環型社会の構築を目指し、県の公共工事でリサイクル資材を率先的に利用するための愛知県独自のリサイクル資材の評価認定制度。平成 19 年 4 月現在、品質・性能、再生資源の含有率、環境に対する安全性、品質管理、環境負荷に関する評価基準に適合した 26 品目が対象となっている。

※ あいちエコタウンプラン

地域に蓄積された高度な産業技術を活かし、高付加価値型の資源循環ビジネスの創出に取り組み、環境と経済が好循環するモノづくり県を目指す計画。（平成 17 年 8 月改定）

※ あいち資源循環推進センター

我が国を先導する循環型社会づくりを推進するため、産学行政の協働拠点として、平成 18 年 5 月に県庁西庁舎に設置したものの。

※ 知の拠点

次世代モノづくり技術の創造・発信の拠点として、愛・地球博東ターミナル跡地に計画している構想。平成 19 年 3 月に「知の拠点」基本計画を策定。先導的中核施設として「科学技術交流センター（仮称）」を平成 22 年度に供用開始するとともに、大型研究・実験施設やインキュベーション施設の誘致などを段階的に進めることとしている。

○ 中小企業の環境対応の促進

- ・環境負荷の低減、生産工程の改善、環境マネジメントシステムの取得など、環境に関する問題を抱える中小企業に対して、経営や技術の専門家等を派遣します。
- ・公害防除施設等の導入や ISO14001 の取得を行う中小企業に低利融資を行います。

○ 本県の持つ優れた環境技術の情報発信

- ・企業や団体による、資源循環や環境負荷低減に関する優れた技術・事業・活動・教育を顕彰する「愛知環境賞」を実施します。
- ・「中国国際工業博覧会」※への出展支援や、産業界等と連携して開催する国際見本市「メッセナゴヤ」（環境関連のテーマを隔年で開催予定）等を通じて、県内企業の環境技術・製品を国内外に向けて情報発信します。

3 循環型の地域づくりの推進

○ 地域社会におけるゼロエミッション・コミュニティの具体化

- ・「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」※の具体化に向け、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想推進委員会」において、構想で示した事業モデルの事業化に共通する手順や方策をまとめた推進計画を策定・推進します。
- ・構想で示した事業モデルのうち、熟度が高いものについて、学識者や事業者等の参加を得た分科会を設置し、事業モデルの事業化を進めます。
- ・シンポジウムやイベントの開催などを通じ、ゼロエミッション・コミュニティ形成に向けた意識の醸成と人材の育成を図ります。

※ 中国国際工業博覧会

中国政府に認可され、先端技術及び設備の展示・商談を中心とした出展が行われる中国最大級の国際的工業見本市

※ あいちゼロエミッション・コミュニティ構想

持続可能社会の実現に向け、地域で発生する未利用資源をリサイクル技術と新エネルギー技術とを組み合わせることによって、リサイクルとエネルギー利用との両面から効率的に活用し、可能な限り最終処分量を少なくするとともに、地域社会に電力や熱などを供給する構想。未利用資源とエネルギーを接点として、住民、企業、大学及び行政等のコラボレーションにより、環境だけでなく、地域の経済や暮らしにも好循環をもたらす新たな持続可能社会の構築を目指すもの。現在、先導的な9つの事業モデルを提示。

4 廃棄物の適正処理、監視指導の徹底

○ 地域環境に配慮した廃棄物の処理と減量化の指導の徹底

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例等に基づき、廃棄物の適正処理の指導を徹底します。
- ・ 産業廃棄物処理におけるマニフェスト制度[※]の徹底と電子マニフェストの普及を促進します。
- ・ 「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」[※]に基づき、平成 28 年度までに、PCB 廃棄物の全量処理を完了します。
- ・ アスベスト廃棄物の処理業者及び排出事業者に対する適正処理の指導を徹底します。

○ 廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保

- ・ 廃棄物処理施設の設置に関する専門家への意見聴取、施設への立入検査の実施など、生活環境の保全を徹底します。
- ・ 廃棄物処理施設の設置等に関して、地域住民に対する説明会の開催を指導するとともに、自主的な情報公開を促進します。

○ 廃棄物の不適正処理の防止

- ・ 不法投棄等監視特別機動班の設置、警察官経験者の配置、民間委託など、監視体制の強化を図ります。
- ・ 「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」や「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」など、国や市町村、民間団体、隣接県と連携した監視、指導を強化します。
- ・ フェロシルトの県内全ての埋設地からの撤去を図るため、事業者への指導・監視を徹底します。

※ マニフェスト制度

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する際に交付する管理票で、廃棄物の種類、数量、運搬者又は処分を受託した者の氏名又は名称等を記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するためのもの。紙による管理票に加え、電子マニフェストによることもできる。

※愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

県内のPCB廃棄物を適正に保管し確実に適正な処理を計画的に推進するための計画。PCB廃棄物の保管量の現状、PCB廃棄物の確実に適正な処理の体制、その推進方策などを内容とする(平成 16 年 12 月策定)。

○ 産業廃棄物処理業者の優良化の促進

- ・「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」※を活用し、産業廃棄物処理業者の優良化を促進します。

5 廃棄物処理施設の整備の促進

○ 一般廃棄物処理施設の整備の促進

- ・市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」の策定指導を行います。
- ・循環型社会形成推進交付金や廃棄物処理施設設置費補助金等を活用し、市町村が行う廃棄物処理施設の整備に対する助成を行います。
- ・「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」※に基づき、一般廃棄物焼却処理の広域化を促進します。

○ 広域的な産業廃棄物処分場における公共関与

- ・財団法人愛知臨海環境整備センター※が行う衣浦港3号地廃棄物最終処分場の整備について、公共関与による支援を行います。

※ 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度

産業廃棄物の排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、一定の基準を満たした処理業者を明らかにするとともに、優良化を目指す処理業者の取組に具体的な目標を与えることなどを目的に平成17年4月から実施されている制度。

※ 愛知県ごみ焼却処理広域化計画

1日の焼却能力が100トン以上の全連続炉への集約化を目指し、さらにごみ発電等の総合的な対策が可能となる300トン以上の全連続炉で、県内13ブロックに集約することを目指す計画(平成10年10月策定)。

※ 財団法人愛知臨海環境整備センター(ASEC)

愛知県、名古屋市、知多市、名古屋港管理組合及び民間48社の出捐により昭和63年8月に設立された財団法人。通称ASEC(Aichi Seaside Environment Center)。海面埋立処分事業を目的とし、名古屋港南5区(知多市新舞子地先)において、主に産業廃棄物の最終処分を実施。

重点プロジェクトの概要（例）

全県レジ袋有料化を目指す県民運動等の展開

レジ袋の全県有料化に向けた機運の醸成を行うとともに、「レジ袋削減取組店」の登録制度を創設するなど、県民、事業者、民間団体、行政が相互に協力、連携して取り組める県民運動を展開します。

「あいち資源循環推進センター」を拠点とした循環ビジネスの発掘・創出

「あいちエコタウンプラン」に基づき、「あいち資源循環推進センター」を産学行政の協働の拠点として、先導的で効果的な循環ビジネスの発掘・創出を図ります。

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の整備

県内の廃棄物最終処分場のひっ迫に対応するため、財団法人愛知臨海環境整備センター（ASEC）が県内全域の産業廃棄物・一般廃棄物を対象に計画している衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の整備について、公共関与による支援を行い、平成 22 年度までに整備・供用します。

など

目指す数値目標（例）

項目	現況	目標値	目標年度
廃棄物の埋立処分量	178 万トン (16 年度)	104 万トン	22 年度
処理しなければならないごみの一人一日あたりの量	909 g (17 年度)	720 g	22 年度
効果的・先導的循環ビジネスの発掘・創出 (エコタウン事業支援企業)	11 事業 (18 年度末)	毎年 1 事業以上	毎年度

など

第3 自然との共生を次の世代に継承する愛知づくり

【背景】

- 本県は、平野・半島・丘陵・山地など変化に富んだ自然を有しており、様々な野生動植物が生息・生育していますが、高度経済成長期を経て広葉樹林地や田、畑、ため池など緑地や水辺が減少し、希少野生動植物種の減少など生物多様性への影響が懸念されています。また、里地里山などにおける人の関わりの低下による自然の質の劣化や鳥獣による農林業被害等の問題、国内外から持ち込まれた移入種が本県特有の種や生態系に与える影響も懸念されています。
- また、農林水産業や農山漁村は、食料等の生産活動により、適切に維持される森林、農地、海、川を通じた県土の保全や水源のかん養などの多面的機能を発揮し、恵み豊かな自然環境の形成に大きな役割を果たしてきましたが、担い手の減少や高齢化等の課題を抱え、こうした機能の発揮が困難になることが懸念されています。
- このため、生物の生息・生育空間の保全やそれらをつなぐ生態系ネットワークの維持・形成のための取組、希少野生動植物種の保護対策、農林水産業や農山漁村が持つ多面的機能を支える取組が必要となってきました。
- 水環境については、水質の改善が進んでいないところがあるほか、森林や農地の状況の変化、水路等の護岸をコンクリートで覆うことなど、水循環が変化したことにより、都市とその周辺の河川や海域の水質汚濁、生物多様性の喪失、水辺の減少などの問題も生じています。
- このため、循環する水について、水質だけでなく、水量や水辺環境などの水環境を全体で捉えるとともに、治水、利水などを含めた水を取りまく総合的な視点に立つ必要があります。
- また、都市部の水辺や緑も、生態系ネットワークの維持・形成や水循環における雨水の保水・かん養機能、水や自然とのふれあい空間の確保などの面で重要です。このため、まちづくりと連携しながら身近な自然環境や水辺空間の保全、創出を図っていく必要があります。

【施策の方向】

- 1 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全
- 2 農林水産業を通じた多面的機能の発揮
- 3 健全な水循環の再生
- 4 水と緑の潤いのある都市空間の創造
- 5 美しい景観の形成

1 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

○ 生態系ネットワークの維持・形成

- ・自然公園法、愛知県立自然公園条例、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定した自然公園や自然環境保全地域の優れた自然を生態系ネットワークの核となる重要地域（コアエリア）として保全します。
- ・生態系ネットワークの核となる重要地域（コアエリア）について、新たな地域指定や拡張の検討を進めます。
- ・多自然川づくりの推進などを通じた生物の移動経路を確保します。

○ 希少野生動植物の保護の推進

- ・野生動植物の生息・生育環境である「奥山」、「里山」、「湿地・湿原」、「沿岸域」の各生態系を単位とした生態系保全の考え方を策定し、総合的な保全を推進します。
- ・指定種の捕獲や採取などの規制や指定種のうち特に保護が必要な種の保護区の設定など希少種保護のための新制度の検討を進めます。
- ・鳥獣保護事業計画※に基づき、鳥獣保護区の指定などにより、野生鳥獣の保護を図ります。
- ・生息数の増加や生息域の拡大により、農林業被害等を生じているカモシカ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカについて、特定鳥獣保護管理計画※に基づき、個体数の調整、被害防除対策等を推進します。
- ・生態系のかく乱等を引き起こす移入種について、放逐や植栽・播種を規制するとともに、「外来種捕獲手法マニュアル」※などにより、普及啓発を図ります。

○ 自然環境に関する調査研究機能の充実

- ・レッドデータブックあいちの定期的見直しなど、希少野生動植物、指標種の継続的なモニタリングを行います。
- ・環境調査センターにおける自然環境分野の調査・研究機能を強化します。

※ 鳥獣保護事業計画

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の指定や農業等への被害を及ぼす鳥獣の保護管理に関する事項等、人と野生鳥獣との適切な関係を築くための計画（第10次計画を平成19年7月策定）。

※ 特定鳥獣保護管理計画

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、生息数の増加や分布域の拡大により、農林業被害等が深刻な状況になっている鳥獣について、長期的な観点から保護管理を図るための計画（平成19年7月策定）。

※ 外来種捕獲手法マニュアル

農業被害等が著しいヌートリア、アライグマ、ハクビシンの3種を効率的に捕獲するためのマニュアル。農業被害・生活環境被害を防ぐ自衛策、捕獲手法などを提示（平成17年3月策定）。

2 農林水産業を通じた多面的機能の発揮

○ 農業・農村を通じた多面的機能の発揮

- ・農地の転用制限等による優良農地の確保、担い手への農地の利用集積、中山間地域等直接支払制度※等による耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。
- ・「愛知県ため池保全構想」※に基づき、ため池の整備・保全を図ります。
- ・農家や地域住民による農道や用排水路等を守る取組に対し、助成を行います。
- ・「愛知県農産物環境安全推進マニュアル」の産地への普及を推進するなど、環境保全型農業を促進します。
- ・環境にやさしい農業に取り組むエコファーマー※を育成し、地域における環境負荷低減の取組に対して助成を行います。

○ 森林と山村を通じた多面的機能の発揮

- ・保安林の指定や治山・造林事業による森林整備を推進します。
- ・計画的な森林施業に必要な地域の活動に対し、森林整備地域活動支援交付金※を交付します。
- ・高性能林業機械の導入に対する助成や低コスト木材流通加工システムの構築に向けたモデル事業を実施します。
- ・不在村森林所有者に対し、森林整備の必要性について普及啓発を図ります。
- ・「あいち木づかいプラン」に基づき、県産材利用の促進を図ります。
- ・「あいち海上の森センター」※において、里山の保全・活用に関する先導的な取組を推進します。
- ・「あいち海上の森大学」※において、森林や里山に関する人材の育成を図ります。

※ 中山間地域等直接支払制度

中山間地域等において、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、適切な農業生産活動が行われるよう農業者等に交付金を交付する制度。

※ 愛知県ため池保全構想

農業用水の供給、自然環境の保全、地域の憩いの場、学習の場や洪水の調節など、ため池の持つ多面的機能を増進させ、将来にわたる保全のあり方を示す構想。(平成 19 年 3 月策定)。

※ エコファーマー

①堆肥等による土づくり技術、②化学肥料低減技術、③化学農薬低減技術の 3 つの技術を一体的に用いて、環境にやさしい農業を実践する栽培計画を策定し、この計画が知事に認定された農業者。

※ 森林整備地域活動支援交付金

森林の持つ多面的機能の発揮を図るため、森林所有者等が行う森林の手入れを進めるための地域活動に交付金を交付する制度。

※ あいち海上の森センター

愛知万博の瀬戸会場跡地に、海上の森の保全・活用の取組、森林や里山に関する学習と交流の拠点として整備した施設(平成 18 年 9 月開設)。

※ あいち海上の森大学

愛知万博の理念や成果を継承し発展させるため、国内を始め海外との連携や交流を視野に、森林や里山を軸として人と自然との関わりを探求し、持続可能な社会づくりを目指す取組の一翼を担う人材を幅広く育成するための講座で、平成 19 年度から 10 年間開催する。

○ 漁業・漁村を通じた多面的機能の発揮

- ・水質浄化や多様な生態系の維持などの機能を持つ干潟・浅場・藻場の造成や、新たな造成技術の研究開発を推進します。
- ・水産資源の適切な管理による水域の生態系の維持を図ります。
- ・伊勢湾・三河湾で深刻な問題となっている貧酸素水塊や苦潮、赤潮について、監視、調査を継続的に行います。
- ・水産業が有する陸上への栄養塩類取り上げによる水質浄化機能が十分に発揮できるよう、海苔養殖や貝類増殖等の振興に努めます。

○ 都市と農山漁村の交流の促進

- ・「いいともあいち運動」*により、地元農作物の利用促進を図り、地産地消を推進します。
- ・農山漁村の風景・食・交流施設・文化等のデータベース化を進めます。
- ・「農林漁業・モノづくりを体験」、「地域の食材を生かした食を堪能」、「農山漁村の生活を実感」を組み合わせたモデルルートの作成など、都市・農山漁村の交流を促進します。
- ・「あいちエコツアーガイド」*を活用し、各地におけるエコツーリズムの取り組みを推進します。

3 健全な水循環の再生

○ 流域が一体となった取組の促進

- ・「あいち水循環再生基本構想」*に基づき、尾張・西三河・東三河の3地域ごとに、県民や事業者、民間団体、行政からなる「水循環再生地域協議会」を設置し、水循環の再生に向けた行動計画を策定・推進します。
- ・国と東海3県1市で策定した「伊勢湾再生行動計画」*を推進します。
- ・水源基金による取組など、上・下流域が連携した森林整備を進めます。

※ いいともあいち運動

都市と農山漁村の交流を強め、生産から加工・流通・消費に至る関係者が“いい友達”関係となって相互の理解を図り、また、こうした関係の中で、愛知の農林水産物を消費・利用する(Eat More Aichi Products)ための運動。

※ あいちエコツアーガイド

自然環境教育の推進及び地域振興の観点からエコツーリズムを推進するため、自然観光資源や見どころなどをまとめた観光ルートを紹介したもの(平成19年3月策定)。

※ あいち水循環再生基本構想

水循環の持つ「水質の浄化」「水量の確保」「多様な生態系の維持」「水辺の保全」の4つの機能が適切なバランスのもとに共に確保されている健全な水循環の再生のため、全ての主体の連携・協働した取組の方向性を示したもの(平成18年3月策定)。

※ 伊勢湾再生行動計画

国の関係地方機関と東海三県一市の参加による「伊勢湾再生推進会議」において、伊勢湾とその流域における人と森、川、海が連携したそれぞれの取組による伊勢湾再生のため策定した計画(平成19年3月策定)。

○ 排水対策による汚濁負荷の削減

- ・「全県域污水適正処理構想」※に基づき、下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の整備等の生活排水対策を推進します。
- ・「水質総量削減計画」※に基づき、工場、事業場の水質総量規制等を始めとする汚濁負荷の低減を図ります。

○ 水のかん養機能等の向上

- ・水源かん養機能を有する森林や農地、ため池等の整備・保全を推進します。
- ・雨水貯留・浸透施設や透水性舗装の整備など、都市部における雨水の貯留浸透機能を確保します。

○ 環境に配慮した水辺空間の創造

- ・多自然川づくり基本指針※に基づき、河川環境の整備と保全を進めます。
- ・河川、海岸愛護活動報奨制度などにより、県民参加の水辺空間の保全を支援します。

○ 海辺の保全と再生

- ・自然海岸や干潟・浅場・藻場の保全・再生を進めます。
- ・覆砂による底質環境の改善を図ります。
- ・陸域から流入して海に堆積するごみの問題について、漁業者とも連携した対策を推進します。

※ 全県域污水適正処理構想

県内全域の下水道、集落排水、合併処理浄化槽などといった污水処理施設の整備を計画的・効率的に実施することを目的とし、市町村が作成した構想を県が取りまとめたもの(平成 16 年 3 月改定)。

※ 水質総量削減計画

伊勢湾(三河湾を含む)へ流入する化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の汚濁負荷量を総合的、計画的に削減し、伊勢湾の水質改善を図るための計画(第 6 次計画を平成 19 年 6 月策定)。

※ 多自然川づくり基本指針

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川環境を保全・創出するために、河川管理を行うための指針(平成 18 年 10 月国土交通省策定)。

4 水と緑の潤いのある都市空間の創造

○ 緑豊かな都市空間づくり

- ・ 風致地区制度[※]、生産緑地制度[※]、地区計画[※]、緑地協定[※]などの活用により、都市における緑地の確保を促進します。
- ・ 都市緑化基金[※]の活用等により、民有地の緑化を促進します。
- ・ 都市緑化フェアの開催や、あいち県民グリーン運動の展開など、身近な緑化に対する啓発を推進します。

○ 水に触れ合える空間の確保

- ・ ふるさとの川整備事業や水辺プラザ整備事業、水辺スポット整備事業など地域と連携した水辺の交流拠点の整備を推進します。

5 美しい景観の形成

○ 愛知の地域資源を活かした美しい景観づくり

- ・ 美しい愛知づくり条例[※]、「美しい愛知づくり基本計画」[※]に基づき、景観施策の総合的・計画的な推進を図ります。
- ・ 美しい愛知づくり条例に基づいた景観資源の指定を行うとともに、景観形成事例や手法の紹介、各種イベントの開催などにより、県民等が行う景観形成の取組を支援します。
- ・ 情報提供や技術的助言などにより、市町村が景観形成団体となって地域の景観形成を円滑に進められるよう支援します。
- ・ 文化財保護法や愛知県文化財保護条例に基づき、文化財の指定や保全を図ります。

※ 風致地区制度

都市計画法に基づき、良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市環境の保全を図るため、風致の維持が必要な区域について定められる地域地区。

※ 生産緑地制度

生産緑地法に基づく制度で、良好な都市環境を確保するため、市街化区域内にある農地を生産緑地として指定し、農地の計画的な保全を図る制度。

※ 地区計画制度

都市計画法に基づき、ある一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。区域の指定された用途地域の規制を、強化、又は一定条件の下で緩和することができ、各街区の整備及び保全を図るもの。

※ 緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

※ 都市緑化基金

寄附金と行政の出えん金による基金で、その利子により住宅等の生け垣づくりへの助成、苗木の配布等を実施。

※ 美しい愛知づくり条例

美しい愛知づくりについて、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい愛知づくりに関する施策の基本となる事項を定めるもの。平成 18 年 4 月施行。

※ 美しい愛知づくり基本計画

愛知の景観を構成する自然景観、歴史景観、生活景観、産業景観の調和を図りながら美しい愛知を形成していくための施策の総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画。(平成 19 年 3 月策定)

重点プロジェクトの概要（例）

生態系ネットワークのコアエリアの保全

生態系ネットワークの核となる重要地域（コアエリア）について、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区等の制度を活用して、地権者や地元の意向にも十分配慮しながら、総量維持に努めるとともに新たな地域指定や拡張などの検討を進めます。

希少種保護のための種と保護区の指定制度の創設

希少野生動植物種の中でも、特に個体の保護を必要とする種については捕獲や採取、所持、譲渡等の規制を検討するとともに、特に生息・生育地の保全が必要な場合では環境改変行為、立ち入りなどの規制が行える保護区の設定が行える制度を検討します。

など

目指す数値目標（例）

項目	現況	目標値	目標年度
県内で確認された野生動植物の種数	動物約 7,620 種 植物約 3,780 種 (13 年度)	維持	27 年度
間伐の実施	4,059ha (18 年度)	年 4,800ha	22 年度
伊勢湾海域における水質環境基準	COD : 45% 全窒素 : 83% 全 磷 : 33% (18 年度)	COD、全窒素、全磷に係る基準の達成	27 年度

など

第4 公害のない安全で安心できる愛知づくり

【背景】

- 環境政策の基本は、県民が安全で安心して暮らせる社会の構築です。本県ではこれまで、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の各種法令の適切な運用や条例による独自の規制、各種計画による総合的な施策の推進など、大気、水質などの環境改善対策を実施してきましたが、今後も引き続きこれら施策を着実に推進していきます。
- 他方で主要幹線道路沿道における大気汚染や県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵の水質汚濁などの局地的・地域的な課題が残されており、これらに対しては、地域の実情に応じた一層の改善対策を、効果を見極めながら講じていく必要があります。
- 現在、数万種が流通していると言われる化学物質については、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性についての科学的知見が十分でないものも多く、その排出実態や暴露状況についても十分に把握されていないため、化学物質の排出実態を把握するとともに、環境リスクを低減する取組が必要です。
- 東海・東南海地震の発生が懸念される本県では、倒壊建物等の解体や工場・事業場の損壊等による大量のがれきの発生、粉塵の飛散、有害物質の流出など、様々な環境汚染の発生が予想されており、こうした多種多様な危機に対応できる適切な体制づくりが求められています。
- 県民の安全・安心を脅かす新たな環境問題が発生した場合には、人の健康を第一に考え、環境への影響を最小限に止める適切かつ迅速な対応が必要です。

【施策の方向】

- 1 健康で安全な暮らしができる大気環境の確保
- 2 快適な暮らしができる水環境・地盤環境の確保
- 3 化学物質による環境影響の低減対策の推進
- 4 災害発生時の環境汚染防止対策の体制づくり
- 5 着実な未然防止・救済対策と基盤事業の実施

1 健康で安全な暮らしができる大気環境の確保

○ 大気環境に係る規制・指導の実施

- ・大気汚染防止法や県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、ばい煙、粉じんに関する工場・事業場等に対する規制、指導を実施します。
- ・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」*に基づき、各種対策を総合的に推進します。
- ・浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）について、「工場・事業場における揮発性有機化合物排出抑制指針」*に基づき、計画的な排出抑制を推進します。
- ・アスベストについて、大気汚染防止法に基づき、関係する工場・事業場や建築物の解体工事現場等に対する規制、指導を実施します。

○ 自動車環境対策の推進

- ・「あいち新世紀自動車環境戦略」、「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」*に基づき、エコカー普及、ディーゼル車排出ガス対策、交通流円滑化・交通量低減対策などの各種自動車対策を総合的に推進します。
- ・平成19年5月に公布された自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）の一部改正法に盛り込まれた局地汚染対策や流入車対策に適切に対応するなど、自動車排出ガスによる大気汚染対策の強化を図ります。

○ 騒音・振動及び悪臭対策の推進

- ・騒音規制法、振動規制法及び生活環境保全条例に基づく工場・事業場や建設作業現場、近隣騒音等に対する市町村の適切な規制、指導を促進します。
- ・悪臭防止法に基づく市町村の物質濃度規制、臭気指数規制*の円滑な実施を支援します。
- ・新幹線鉄道騒音及び航空機騒音については、関係機関と連携しながら、発生源対策や土地利用対策、周辺防音対策等を実施します。

※ 愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の達成・維持に向けて、関係機関と連携しながら、自動車対策、工場・事業場対策などの各種対策を総合的に推進するためのもの（平成18年3月策定）。

※ 工場・事業場における揮発性有機化合物排出抑制指針

工場・事業場における揮発性有機化合物の自主的かつ計画的な排出抑制を推進するための指針（平成18年4月策定）。

※ 愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

自動車NOx・PM法に基づき、対策地域内の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するため、各種自動車環境対策を総合的に推進するための計画（平成15年7月策定）。

※ 臭気指数規制

悪臭防止法に基づく排出規制手法の一つであり、従前からの特定の物質毎の濃度による規制と異なり、人間の嗅覚を用いた測定により算出される臭気指数を指標とし、事業活動に伴う悪臭の排出を規制する制度。複合臭に対する規制を目的として、平成7年度の悪臭防止法改正により新たに規定された。

○ 局地的な大気汚染対策等の強化

- ・名古屋南部地域など自動車交通が集中し、大気汚染や騒音の対策を緊急に実施する必要がある地域について、関係機関が連携・協力しながら、早期かつ集中的に自動車環境対策を実施します。

2 快適な暮らしができる水環境・地盤環境の確保

○ 排水対策の推進

- ・水質汚濁防止法に基づく工場・事業場に対する規制、指導を実施します。
- ・「全県域污水適正処理構想」に基づき、下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の整備等の生活排水対策を推進します。
- ・「流域別下水道整備総合計画」※に基づき、下水道処理施設への高度処理（窒素・りん）の導入を推進します。
- ・「水質総量削減計画」に基づき、工場・事業場の水質総量規制等を始めとする汚濁負荷の低減を図ります。
- ・「小規模事業場等排水対策指導要領」等に基づき、総量規制基準が適用されない小規模事業場に対する汚濁負荷量削減の指導等を行います。
- ・農地や家畜排せつ物などに由来する汚濁負荷の削減指導を行います。

○ 地下水・土壌汚染対策の推進

- ・土壌汚染対策法、水質汚濁防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地所有者や事業者に対して、土壌汚染の未然防止措置や土壌・地下水調査の指導を実施します。
- ・土壌・地下水汚染が判明した場合は、人の健康被害への防止措置の指導を実施します。
- ・地下水汚染が判明した場合は、周辺地下水の汚染調査を実施します。

※ 流域別下水道整備総合計画

下水道法第2条の2に基づき、公共用水域の水質環境基準を達成するために必要な下水道整備に関する総合的な基本計画。愛知県では3流域について計画を策定。

○ 地盤沈下対策の推進

- ・工業用水法や県民の生活環境の保全等に関する条例等に基づき、地下水揚水規制、代替水への転換指導及び節水・水使用合理化指導を実施します。
- ・地盤沈下等の状況調査を実施します。

○ 油ヶ淵の浄化対策

- ・「水環境改善緊急行動計画」※（清流ルネッサンスⅡ）に基づき、河川管理者、下水道管理者及び関係機関が一体となって油ヶ淵の総合的な水環境改善対策を推進します。

3 化学物質による環境影響の低減対策の推進

○ 事業者による自主的な化学物質の管理の促進

- ・化学物質排出把握管理促進法や県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく化学物質の排出量等の把握や化学物質管理書の作成指導など適正管理を進めます。
- ・事業者による周辺住民との自主的なリスクコミュニケーションの実施を促進します。
- ・化学物質セミナーの開催やインターネット等を通じて、化学物質の管理制度や事業者の取組の周知を図ります。

○ ダイオキシン類の排出抑制

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者への規制、指導を行うとともに、大気、水質、土壌等の調査を実施します。

○ PCB 廃棄物の適正処理

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく PCB 廃棄物保管事業者に対する指導・監視の強化や県民への情報提供を実施します。
- ・「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、平成 28 年度までに、PCB 廃棄物の全量処理を完了します。

※ 水環境改善緊急行動計画

水質汚濁の続く油ヶ淵の水環境改善を図るため、ヘドロのしゅんせつや下水道整備のほか、地域住民等による水環境モニタリングなど行政・市民が一体となって取り組むための行動計画。（第二期計画を平成 16 年 11 月策定）。

4 災害発生時の環境汚染防止対策の体制づくり

○ 大規模災害時における環境汚染防止体制の整備

- ・ 災害により発生したがれき、生活ごみ、し尿等の廃棄物を速やかに処理するための計画策定について、市町村への指導を行います。
- ・ 発生したごみを仮置するための公共空間確保に向けた協力体制を整備します。
- ・ がれき、生活ごみ、し尿等の運搬、処理に関する関係団体との協力体制の確立を図ります。
- ・ 有害化学物質、特別管理産業廃棄物等の使用取扱施設、保管施設、処理施設等の損壊防止のための補強工事実施に向けた事業者指導を行うなど有害物質流出防止対策を推進します。

5 着実な未然防止・救済対策と基盤事業の実施

○ 公害の防止、健康被害の予防・救済

- ・ 事業者の法令遵守を徹底するため、監視体制の強化を図ります。
- ・ 愛知地域公害防止計画*に基づき、総合的な公害防止対策を推進します。
- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定患者への療養の給付等の補償給付やリハビリテーション、転地療養等の公害保健福祉事業を推進します。
- ・ 公害苦情相談員制度の活用等による公害苦情処理を推進します。
- ・ 公害紛争処理法に基づくあっせん、調停及び仲裁など紛争の様態に即した迅速かつ適切な公害紛争の解決を図ります。
- ・ 公害防除施設の整備に対する融資など工場・事業場の公害防止対策を支援します。
- ・ 県と市町村、企業との間で締結している公害防止協定の的確な運用を図ります。

※ 愛知地域公害防止計画

環境基本法 17 条に基づき、公害が著しく、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければならない地域について、環境大臣の指定に指示により都道府県知事が策定する計画。愛知県では昭和 47 年度以降、概ね 5 年毎に計画を策定。平成 19 年 3 月に策定した現計画は平成 18～22 年度を計画期間とし、名古屋市等 9 市が対象地域。

○ 環境アセスメント制度の推進

- ・ 環境影響評価法や愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価（環境アセスメント）手続きの的確な運用を図ります。
- ・ 平成 19 年 4 月に国が取りまとめた戦略的環境アセスメント[※]導入ガイドラインを踏まえ、戦略的環境アセスメントの運用を検討します。

○ 環境に関する調査研究・情報提供の推進

- ・ 大気、水質等の環境の効果的かつ効率的な監視測定の実施など各種環境情報を的確に把握するとともに、「愛知県環境情報システム[※]」を活用し、県民への適切な情報提供を図ります。
- ・ 愛知県環境調査センターにおいて環境に関する調査研究を推進するとともに、名古屋大学エコトピア研究所や豊橋技術科学大学などとの連携を強化し、地域の環境問題の解決に資する調査研究を効果的に実施します。

※ 戦略的環境アセスメント

個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策の策定・実施に環境配慮を組み込むため、これらの策定等の段階において、環境への影響を把握、評価し、環境への配慮が十分に行われることを確保するための手続。

※ 愛知県環境情報システム

各種環境情報の効率的・効果的な運用管理とインターネットによる情報共有化のためのシステム

重点プロジェクトの概要（例）

国道1号、23号沿道の局地汚染対策の推進

岡崎市大平町周辺の国道1号沿道や名古屋南部地域の国道23号沿道では、自動車交通が集中して局地的な大気汚染が問題となっているため、関係機関が連携、協力して、将来予測シミュレーションを踏まえた環境改善対策を、早期かつ集中的に実施します。

企業のコンプライアンスを徹底する監視体制の充実

行政による工場・事業場への立入検査は、環境の維持・改善に大きな役割を果たしてきましたが、工場等における測定データの改ざん等コンプライアンスへの取組の希薄化などが問題となってきたため、立入検査体制を強化し、監視体制の充実を図ります。

など

目指す数値目標（例）

二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準 （注）上段は一般環境大気測定局、下段は自動車排出ガス測定局の値	NO2 : 100% 89% SPM : 97% （注） 93% （18年度）	全ての地点での環境基準の達成	22年度
伊勢湾海域における水質環境基準	COD : 45% 全窒素 : 83% 全 燐 : 33% （18年度）	COD、全窒素、全燐に係る基準の達成	27年度
ダイオキシン類に係る環境基準	大 気 : 100% 公共用水域水質 : 93% 公共用水域底質 : 100% 地下水 : 100% 土 壌 : 100%	全ての地点での環境基準の達成	速やかに

など

第5 地球と地域を視野に入れた参加・協働の進む愛知づくり

【背景】

- 今日の環境問題は、より便利さや豊かさを追求するライフスタイルが要因となっていることから、県民一人ひとりが環境問題について理解を深め、身近な環境に対して日頃から気配りをし、環境に配慮した生活や活動を実践していくことが必要です。このため、そのことに気づくきっかけづくりとなる多様な環境学習を提供する必要があります。
- 環境学習については、環境問題に関する知識を得るのみでなく、様々な体験を通じて、自ら環境に配慮しながら、環境問題に取り組むことができる力を育てていくことが必要であり、学校、家庭、地域、企業と連携・協働した取組が求められています。
- また、自動車環境対策や産業廃棄物対策など、県域を越えた社会経済活動に伴う環境問題への対応や、伊勢湾や三河湾の水質浄化に向けた上流域から下流域までが一体となった取組など、隣接県との連携による環境保全対策が求められています。
- さらに、地球温暖化を始めとする地球環境問題が世界的に重要な課題となり、また、東アジア地域の急速な経済成長に伴う環境問題について、日本国内への影響の可能性も指摘されている中で、本県が有する公害克服の智慧や、ものづくり産業が有する様々な環境技術などを活かし、世界の国々と協働した取組を展開し、地球環境問題の解決に積極的に貢献していくことが求められています。

【施策の方向】

- 1 環境を考え、行動する人材の育成
- 2 自発的な環境配慮活動の促進
- 3 隣接県と連携した広域環境対策の推進
- 4 国際的な環境協力の推進
- 5 環境をテーマとした国際会議等の誘致・開催

1 環境を考え、行動する人材の育成

○ 環境学習による人づくり

- ・平成 17 年 1 月に策定した「愛知県環境学習基本方針」※に基づき、多様な環境学習施策を推進します。
- ・「あいちエコカレッジネット事業」※や「あいち環境学習ハンドブック」※の活用についての講習会の開催など、環境学習指導者の育成を図ります。
- ・「もりの学舎」※でのインタープリター（森の案内人）の養成や「あいち海上の森大学」での森林や里山に関する人材の育成を図ります。
- ・「あいち環境学習プラザ」※、「もりの学舎」、「あいち海上の森センター」等を拠点として、体験型環境学習を推進します。
- ・「環境学習情報ライブラリー」を活用し、インターネットにより県内各地の環境学習施設や環境学習関連イベント、環境学習プログラムなどの情報を提供します。
- ・環境に関する演劇や絵本の募集など、子どもを対象とした環境学習を推進します。
- ・県立高校における環境コースの設置、総合的な学習の時間等を活用した環境学習の実施など、学校における環境教育を推進します。
- ・国連大学から認証を得た「持続可能な開発のための教育」に関する中部 RCE※の取組を支援します。

○ 環境学習のプログラムづくり

- ・「あいち環境学習プラザ」や「もりの学舎」において体験型の環境学習プログラムを開発します。

※愛知県環境学習基本方針

県民一人ひとりが、環境保全の意欲を高めることにより、環境に配慮し、行動できる能力を身に付けるために必要な環境学習を推進するための基本的な方針を示したもの。

※ あいちエコカレッジネット事業

環境学習指導者養成のためのオンライン講座や環境学習に関する人材、施設を紹介するライブラリー情報などインターネットを利用して環境学習を推進する事業。

※ あいち環境学習ハンドブック

環境学習プログラムを作成するうえでのノウハウや環境学習を行ううえでの留意点などをわかりやすく解説し、冊子にまとめたもの。

※ もりの学舎(まなびや)

自然体験やクラフト工作などを通じて楽しみながら環境について学ぶことができる県有施設。愛・地球博記念公園(愛知郡長久手町)の親林楽園ゾーンにあり、環境に係る各種講座や実験教室、インタープリターと歩く森のツアーなどを開催している。

※ あいち環境学習プラザ

環境学習のプログラムづくり、人づくり、ネットワークづくりなど、環境学習に関する様々な取組を支援する県有施設。愛知県環境調査センター(名古屋市北区)にあり、環境に関する講座・セミナー・実験教室の開催、自然観察、環境学習に関する相談などを行っている。

※ 中部 RCE

平成 14 年に国連総会において決議された「持続可能な開発のための教育の 10 年」を推進するための手段として、国連大学から認証を受けた中部地域の拠点。

- ・総合的な学習の時間や各教科において利用できる環境学習副読本を作成し、学校における環境教育の実施を支援します。

○ 環境学習のネットワークづくり

- ・こどもエコクラブ*地域交流会の開催、「あいち環境学習プラザ」を拠点とした県内の環境学習関連施設間の連携など環境学習のネットワークづくりを推進します。

2 自発的な環境配慮活動の促進

○ 事業者による環境配慮活動の促進

- ・ISO14001 やエコアクション 21 の導入に関する相談の受付など、事業者の環境マネジメントシステムの導入を支援します。
- ・「ごみゼロ推進店」*、「いいともあいち推進店」*を認定し、事業者の自主的な環境配慮活動の取組を促進します。

○ 消費活動における環境配慮の促進

- ・「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」*、「環境にやさしい買い物キャンペーン」*などの啓発活動を行い、グリーン購入*を促進します。
- ・「愛知県食育推進計画」*に基づき、食を通じた環境配慮活動を促進します。
- ・パーク・アンド・ライド、カーシェアリングやエコドライブなど環境に配慮した自動車利用を促進します。

※ こどもエコクラブ

子どもたちが地域において主体的に環境学習及び環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が平成7年6月から主唱し、発足したクラブ。各クラブは小中学生数人から20人程度で構成され、大人（保護者等）がサポーターとして助言、連絡に当たっている。

※ ごみゼロ推進店

簡易包装の推進、エコマーク商品の販売促進など、ごみゼロ社会の形成に積極的に取り組んでいるとしてごみゼロ社会あいち県民会議により認定された小売店舗。

※ いいともあいち推進店

地産地消を進めるため、本県産の農林水産物を積極的に販売する店舗や、食材として利用する飲食店等として登録された店舗。平成19年5月末現在476店舗が登録。

※ 東海三県一市グリーン購入キャンペーン

グリーン購入（下記参照）の普及・定着を図るため、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市及び事業者が協働して行う消費者に対する啓発する事業。

※ 環境にやさしい買い物キャンペーン

環境に配慮した生活・経済活動を促進するため、日常的な行動である「買い物」において、マイバッグの持参、環境に配慮した商品の購入等を消費者に啓発する事業。

※ グリーン購入

製品やサービスを購入する際、まず、その必要性を十分に考慮したうえで、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入すること。

※ 愛知県食育推進計画

県民一人ひとりが食の大切さを理解し、家庭、学校等、職場、地域のあらゆる機会や場所において、主体的に食育に取り組むための指針として、愛知県食育推進会議により作成された計画（平成18年11月策定）。

○ 環境配慮活動を促すインセンティブの活用

- ・「エコマネー」*の県内への普及を図ります。
- ・民間金融機関の行う「環境金融」*などの取組を通じ、環境配慮活動を促進します。
- ・住宅用太陽光発電施設の設置や低公害車の導入などに対する助成や、中小企業が実施する公害防除施設の導入に対する低利融資を行います。

3 隣接県と連携した広域環境対策の推進

○ 隣接県と連携した広域環境対策の推進

- ・「東海三県一市広域環境対策協議会」*において、広域的な自動車環境対策の推進等を図ります。
- ・「伊勢湾再生推進会議」において、「伊勢湾再生行動計画」を推進します。
- ・「中部圏ごみゼロ社会実現推進会議」*に参加し、広域的なごみ減量の取組を進めます。また、「中部圏ごみゼロ型都市推進協議会」*において、3Rを促進します。

4 国際的な環境協力の推進

○ アジア地域を中心とした研修生の受入・技術者の派遣

- ・独立行政法人国際協力機構（JICA）*の要請によりアジア地域を中心に研修生の受入れや技術職員の派遣を行います。

※ エコマネー

レジ袋の辞退など個人の自発的なエコ活動に対してポイントが与えられ、そのポイントがエコ商品との交換や植樹への寄付などに利用できるもので、ポイントの発行と還元の両面で環境配慮がされる仕組み。愛知万博を契機として始まった。

※ 環境金融

環境に配慮した活動を行う個人や事業者に対し、金融機関が低利融資や貯蓄利率の優遇などを行うことにより、環境配慮活動を促進する金融制度。

※ 東海三県一市広域環境対策協議会

自動車交通に起因する大気汚染など広域的な自動車環境対策を推進することを目的として設置された、東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）及び名古屋市の環境部局長を構成員とする協議会。

※ 中部圏ごみゼロ社会実現推進会議

ごみゼロ社会実現のため、17年9月に中部圏9県及び名古屋市により設立された。ごみの発生・排出抑制などについて、調査研究や啓発・提言活動などを行う。

※ 中部圏ごみゼロ型都市推進協議会

愛・地球博の成果を継承し、循環型社会の実現を目指すため、平成17年9月に中部5県、2政令市、国の行政機関、社団法人中部経済連合会などにより設立された協議会。

※ 独立行政法人国際協力機構（JICA）

政府開発援助（ODA）の中核的实施機関として、開発途上国に対し技術協力、無償資金協力、研修生の受入れ、大規模災害が発生した際の国際緊急援助、平和構築・復興支援などを行う団体。国内18か所、海外100か所の拠点がある。

- ・友好提携交流事業[※]を活用し、中国・江蘇省との国際環境協力を推進します。

○ 海外への情報発信・情報交流

- ・「中国国際工業博覧会」への出展支援や、産業界等と連携して開催する国際見本市「メッセナゴヤ」（環境関連のテーマを隔年で開催予定）等を通じて、県内企業の環境技術・製品を国内外に向けて情報発信します。
- ・「イクレイ」[※]への加入により、海外自治体等との情報交換を行います。

○ 国境を越えた環境問題の解決に向けた取組の推進

- ・「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」[※]の調査に協力し、国と共同して国境を越えた環境問題の解決を図ります。

5 環境をテーマとした国際会議等の誘致・開催

○ 環境をテーマとした国際環境会議・イベントの誘致・開催

- ・2010年（平成22年）に開催が予定されている生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を誘致・開催します。
- ・国際青年環境会議[※]を誘致・開催します。
- ・「人と自然の共生国際フォーラム」[※]を平成28年度まで毎年開催します。

※ 友好提携交流事業

提携先との人的交流や様々な分野の具体的事業の展開を通じて、相互の理解を促進し、本県の海外での知名度を高め、相手国において本県に対する善隣友好の気運を醸成する事業。昭和55年にオーストラリア・ビクトリア州及び中国・江蘇省と友好提携し、当事業を行っている。

※ イクレイ(ICLEI International Council for Local Environmental Initiatives)

1990年に国連主催で開かれた「持続可能な未来のための世界会議」の場で設立された、地球環境の保全を目指す地方自治体の国際ネットワーク。本部は、カナダのトロントにある。本県は平成7年8月に加盟。加盟自治体数は、平成19年1月末現在、日本国内で21自治体(4県、17市区)、世界全体で68か国、516自治体

※ 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)

東アジア地域における酸性雨問題に対処するため日本のイニシアチブにより組織された酸性雨監視ネットワーク。1998年4月から活動を始め、酸性雨モニタリング、酸性雨データの収集・評価・保管・提供などを実施。日本のほか、中国、ロシア、インドネシアなど13か国が参加している。

※ 国際青年環境会議

15歳から24歳までの青年による世界的な環境会議。国連環境計画(UNEP)と開催地の自治体等との共催により開催される。10歳から14歳までの者により開催されるこども会議と交互に1年おきに開催される。

※ 人と自然の共生国際フォーラム

あいち海上の森大学の取組や成果の発表及び国内外の情勢などの情報交換を行うため開催されるフォーラム。平成19年度から10年間、毎年1回開催される。

重点プロジェクトの概要（例）

体験型環境学習の推進

自然体験や自然観察、環境に関する各種実験などを通じ、環境保全の意欲を高め、環境に配慮し、行動できる能力を身につけるため、体験型環境学習を推進します。

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の誘致・開催

地球上の多様な生物の保全や遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を図ることなどを目的として、生物多様性条約を締約した国が集まり、各種の国際的枠組を決定する生物多様性条約締約国会議について、2010年に予定されている第10回会議（COP10）を愛知県・名古屋市において、誘致・開催します。

など

目指す数値目標（例）

項目	現況	目標値	目標年度
あいち海上の森センターでの県民参加体験事業の参加者数	1,055人 (18年度)	年1,100人	毎年度
エコドライブ宣言者累計数	48,000人 (17年度末)	7万人	22年度

など